

レジ袋有料化の概要

1.概要

2020 年 7 月から「プラスチック製レジ袋」は**対価を徴収**しなければならない
(プラスチックの過剰な使用を抑制するため、容器包装リサイクル法を改正)

(1)対象となる事業者：**小売業**

(2)対象となる買物袋：プラスチック製レジ袋（**持ち手あり**）

※対象外→①海洋生分解性プラスチック 100%、

②バイオマス素材の配合率 25%以上

(3)使用目的：**商品を持ち運ぶため**

※ビール券やクリーニングの衣類などは商品ではないという規定

(4)有料の定義：対価を徴収すること

※**1 円以上徴収**、レジ袋入みの価格設定の場合もレジ袋の価格を**明示**・辞退者は**値引き**

(5)消費者への働きかけによる**廃棄物の排出抑制の促進**：

①プラスチックレジ袋以外も有料化、②包装辞退者への景品等を提供、

③マイバッグの提供、④包装の意思確認

2.組合としての対応

マイバッグ・環境に優しいレジ袋等への切り替えによる、**プラスチックごみの削減**に向けた
取り組みが必要